平成２３年（フ）第９１９号
堺市美原区小平尾192番地
債務者　松林あき子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９４号
大阪府松原市岡３丁目７番28号、住民票上の住所福岡市博多区堅粕３丁目８番１―1006号
債務者　藤原機械こと　藤原　眞一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０５０号
大阪府柏原市河原町１番１―608号
債務者　庫本有希子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９２号
堺市南区赤坂台３丁９番23―208号、前住所堺市南区赤坂台３丁９番５―110号
債務者　川口　雅一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９３号
堺市南区赤坂台３丁９番23―208号、前住所堺市南区赤坂台３丁９番５―110号
債務者　川口　美紀
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０２号
大阪府藤井寺市野中３丁目２番27号
債務者　アカギ加工所こと　赤木　正夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０３号
大阪府藤井寺市野中３丁目２番27号
債務者　赤木　　満
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１４４号
堺市北区中百舌鳥町１丁29番地１　ＳＫエルフィン106号、前住所大阪市東成区神路４丁目２番５号
債務者　北野　勝己
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１６９号
堺市南区赤坂台３丁９番13―1007号
債務者　志賀　文惠
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７２号
堺市美原区多治井232番地141、前住所大阪府貝塚市鳥羽183番地８
債務者　池上　　悟
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２０６号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目８番12号、前住所大阪府大阪狭山市西山台６丁目３番11―212号
債務者　鬼束多鶴子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２３３号
大阪府富田林市昭和町１丁目１番20号　301、前住所大阪府富田林市向陽台四丁目１番９―105号
債務者　河野　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２３６号
大阪府藤井寺市林５丁目３番16号
債務者　大志万幸三
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２４９号
堺市西区浜寺船尾町西２丁124番地２ニューライフ202号
債務者　井筒　優香（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２５２号
大阪府堺市堺区南庄町２―１―31―301、住民票上の住所大阪市阿倍野区帝塚山１丁目23番14―108号
債務者　真鍋　　緑
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６３号
大阪府富田林市谷川町３番４―303号
債務者　鎌田　　明
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６８号
堺市西区鶴田町30番21―６号
債務者　吉良美千代
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係